

令和5年(2023年)10月1日より

# インボイス制度が始まります。

## 1 インボイス(適格請求書)とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「**登録番号**」、「**適用税率**」及び「**税率ごとに区分した消費税額等**」の記載が追加されたものをいいます。

**適格請求書発行事業者**(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



売り手

インボイス 請求書		
(株)○○御中	⑥	△商事株 登録番号 T01234...
11月分 131,200円		×年11月30日
日付	品名	金額
11/11	魚 *	5,000円
11/11	豚肉 *	10,000円
11/11	タオルケット	2,000円
②	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	⑤ 消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
④	③ * 軽減税率対象	



買い手

### インボイスの記載事項

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称  
及び**登録番号**
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額  
(税抜き又は税込み)及び**適用税率**
- ⑤**税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

## 2 インボイス制度(適格請求書保存方式)とは

売手である適格請求書発行事業者は、**買手である取引相手(課税事業者)**から求められたときは、**インボイスを交付しなければなりません**(また、交付したインボイスの**写し**を保存しておく必要があります)。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である適格請求書発行事業者から**交付を受けたインボイスの保存等**が必要となります。

## 3 適格請求書発行事業者になるためには

納税地の所轄税務署長に対して登録申請書を提出し、審査を経て**事業者登録番号の交付**を受けます。令和5年10月1日のインボイス制度の開始と同時にインボイスの発行ができるようになります。そのためには、原則として令和5年3月31日までの間に登録申請手続を行う必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の  
受付開始

制度の開始と同時にインボイスの発行ができるようになります。  
原則として**令和5年3月31日**までに申請をする必要があります

インボイス  
制度の開始

※免稅事業者の方は経過措置により、令和11年9月30日までの間は、年の中途からでも適格請求書発行事業者になることができます。

※e-taxによる申請も可。郵送の場合は管轄地域の「インボイス登録センター」へ送付してください。

## 農作物を販売する場合

### ①JA等に販売を委託する場合(農協特例)

組合員である生産者の農産物をJA等が①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算する場合には、生産者は適格請求書発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、購入者はJA等が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。

#### ■農協特例が適用される取引の例



### ②JA直売所で委託販売する場合(媒介者交付特例)

JA直売所での委託販売は無条件委託方式および共同計算ではないため農協特例は適用されませんが、出荷者が適格請求書発行事業者場合はJAが出荷者に代わりインボイスを発行し、購入者へ交付することができます。

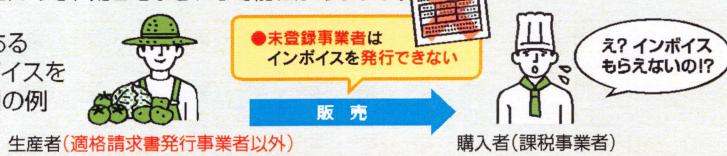
#### ■媒介者交付特例が適用される取引の例



### ③業者等に直接販売をする場合

JA等を通じた委託販売ではなく、業者の方に直接販売している場合には、先方よりインボイスの発行を求められる可能性がありますが、適格請求書発行事業者でない場合はインボイスを発行することができないので、難色を示される可能性があります。

#### ■直接販売先である業者からインボイスを求める取引の例

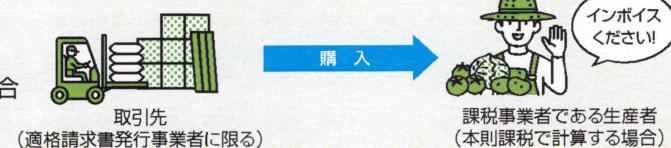


## 農業用資材や農機等を購入する場合

課税事業者である生産者の方が農業に関するさまざまな支出をし、それらを消費税の計算で仕入税額控除の対象とするためには、取引先が発行したインボイスを受領する必要がありますので、必ず先方にインボイスの発行を求めてください。

ただし、その相手が適格請求書発行事業者でない場合にはインボイスをもらうことができません。なお、簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合はインボイス不要です。

#### ■生産者が仕入れる立場の場合



## インボイス制度 よくある質問

**Q1** 令和5年10月1日の段階で課税事業者であれば自動的に適格請求書発行事業者になるのでしょうか。

**A1** 課税事業者であっても、事業者登録番号の交付申請手続きが必要です。

**Q2** 適格請求書発行事業者になった場合、販売時には必ずインボイスを発行しなければいけないのでしょうか。

**A2** 適格請求書発行事業者は、課税事業者である購入者から要求された場合のみ、インボイスの発行が義務になります。なお、以下の場合にはインボイスの発行は不要です。

▶ 購入者が業者でない場合

▶ 購入者が免税事業者である場合

▶ 購入者が課税事業者であるがインボイスの発行を求めてこない場合

ただし、これらは販売時には判別できないため、適格請求書発行事業者はインボイスの発行ができる体制を整えておくことが必要です。

**Q3** 簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合も、インボイスが必要なのでしょうか。

**A3** 仕入税額控除をする際にインボイスが必要となるのは本則課税で計算する場合のみです。簡易課税で計算する場合にはインボイスは不要です。

**Q4** 適格請求書発行事業者は簡易課税を選択すると、インボイスを発行できなくなるのでしょうか。

**A4** 簡易課税を選択しても、適格請求書発行事業者はインボイスを発行することができます。

**Q5** 免税事業者で適格請求書発行事業者になることは考えていませんが、何か不利益はあるのでしょうか。

**A5** インボイス制度のもとでは、買い手は適格請求書発行事業者以外の事業者との取引について仕入税額控除ができなくなりますので、免税事業者のままだと取引を敬遠されたり、価格等の条件面で不利になる可能性があります。

ただし、販売先が消費者のみの場合やJAの委託販売を利用して農協特例の適用を受ける場合等はインボイス不要となりますので、将来的にどのような販路で農産物を販売したいのかよく検討したうえで、適格請求書発行事業者になるかどうかの判断が必要になります（右記『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照）。

**Q6** 農事組合法人にはどのような影響があるでしょうか。

**A6** 農事組合法人は、免税事業者である組合員・取引先との間で、従事分量配当、作業委託、種苗等の購入、農機の借り入れ等のさまざまな取引がありますが、免税事業者はインボイスを発行できないため、農事組合法人側において仕入税額控除ができなくなります。農事組合法人の財務への影響を試算し、法人の運営について検討することが必要です。

## 【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと

### 現在消費税の課税事業者である

販売はJAに  
委託(無条件委託)しており  
共同計算で精算されている

将来的にも直販する予定がないのであれば登録  
申請の必要性はないとも考えられますが、既に  
課税事業者になっているので登録申請をしても  
実務上大きな影響はありません

上記以外

令和3年10月1日から令和5年3月31日の間に  
登録申請をした方が良いでしょう

### 現在消費税の免税事業者である

販売はJAに  
委託(無条件委託)しており  
共同計算で精算されている

将来的にも直販する予定がないのであれば登録  
申請の必要性はないとも考えられます

上記以外

販売額が大きい方は令和3年10月1日から令和  
5年3月31日の間に登録申請をすることを検討  
しましょう（ただし課税事業者として申告が  
必要になります）

## 組合員・出荷者の皆様へ

インボイス制度の施行に伴い、JA利根沼田の販売事業等において、組合員・出荷者の皆様の  
中で適格請求書発行事業者の方は登録番号をご提供いただく必要がございます。つきましては、  
上記を参考に手続きを行ったうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※令和4年にJAへ農畜産物を出荷した方に対し、登録番号提供に関する書類を送付いたします  
ので、内容をご確認のうえ、ご提出をお願いいたします。

## インボイス制度に関する問い合わせ先

一般的な  
ご相談は

軽減・インボイスセンターで受け付けております。

専用  
ダイヤル **0120-205-553** (無料) 【受付時間】9:00~17:00  
(土日祝除く)

詳しく  
知りたい！

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の

「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

こちらの2次元コードからもアクセスいただけます

